

開発事業の計画にあたって①

－市の管理する道路及び水路に関する事前確認事項－

令和4年4月作成
担当 狭山市 道路維持課

◎協議事項

- ・道水路の規格、構造、位置、数量に関すること
- ・道水路の維持管理に関すること
- ・雨水排水に関すること
- ・帰属道路の配置、構造、縦横断勾配、舗装厚、排水施設等に関すること
- ・道路法第24条及び第32条に関わる手続き
- ・帰属道路に関わる手続き

◎留意事項

- 開発区域内道路や出入口を新設する場合は、接する道路の排水施設等について敷設替えが必要です。
 - L型側溝 ⇒ L型側溝切り下げ
 - U型側溝 ⇒ Zアングル付きボルト固定グレーチング蓋及び両側集水柵
 - 浸透柵や集水柵（取付管を含む）⇒ 撤去及び移設
 - その他構造物 ⇒ 別途協議をお願いします。
 - 排水施設等がない場合 ⇒ 別途協議をお願いします。
- 自動車の出入口は同一敷地につき1箇所を基本とし、交差点や横断歩道等から5メートル以内の設置は原則できません。
- 雨水処理は、開発区域内での処理となります。区域外へ雨水等が流出しないように計画をお願いします。
- 次のいずれかに該当する場合は、事前に相談をしてください。
 - ① 道水路境界と現地に相違が生じている場合
 - ② 既設側溝を異なる規格製品に敷設替えする場合
 - ③ 集水柵等の移設が想定される場合
 - ④ 築造した道路を市へ帰属する場合 ※別紙【開発事業の計画にあたって②】を参照してください。